

【問題提起】第8分科会

「労働者」のいのちと健康を守る活動を考える

運営委員	小栗一恵（日本医療労働組合連合会）
	関原みどり（全日赤医療センター第一労組）
	本道 晋（千葉県勤労者医療協会労働組合）
助言者	岡村やよい（働くもののいのちと健康を守る全国センター）

◇分科会趣旨／問題提起

労働安全衛生法制定から50年以上が経過し、働き方改革関連法の施行から5年が経過しました。しかしながら、医療・介護現場は安心して働き続けられる職場とは言えません。今年には医師の働き方・働かせ方について、時間外・休日労働時間の上限規制が適用される節目の年になります。多くの医療・介護の職場では医師の労働時間短縮計画の作成をする必要があります。また医師の副業・兼業については自己申告となっていますが、全ての労働時間を把握することが重要で、その仕組み作りも同時に行わなければなりません。

医師以外の職種については少ない人員配置が原因の長時間過密労働により身体的な疲労に加え、精神的なストレスに常時さらされています。職場は疲弊し、離職者があとをたたず、自死する事例もあります。

このような職場環境を改善するために衛生委員会を活用する必要があります。衛生委員会については労働安全衛生法で50人以上の職場では設置と毎月1回以上会議開催義務づけられています。構成メンバーについても定められており、労働者が衛生委員会の構成メンバーに入らなければなりません。職場の人員体制を理由に衛生委員会に参加できない、あるいは衛生委員会を開催しないなど本末転倒です。困難な職場ほど開催する必要があります。また、2020年から義務付けられたパワハラ対策の指針でも「事業主が職場における...雇用管理上講ずべき措置の内容」の中で、「...措置を講じる際に、必要に応じて、労働者や労働組合の参画を得つつ...労働者や労働組合の参画を得る方法として、例えば労働安全衛生法に規定する衛生委員会の活用なども考えられる」としています。衛生委員会を大いに活用して、適正な人員配置の確保による長時間過密労働の解消とメンタルヘルス対策、勤務間隔インターバルの確保等健康で働き続けられる職場作りを目指し、労働安全衛生活動の強化と課題について交流します。